

○建設廃棄物の事業場外保管に関する事前届出制度に係る三段対照

法律	施行令	施行規則
<p>(事業者の処理) 第十二条 第一項、第二項 (略) 3 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>該当する条文なし</p>	<p>(産業廃棄物の保管の届出の対象となる産業廃棄物) 第八条の二 法第十二条第三項前段の環境省令で定める産業廃棄物は、建設工事（法第二十一条の三第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に伴い生ずる産業廃棄物とする。</p> <p>(産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管) 第八条の二の二 法第十二条第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。 一 法第十四条第一項又は第六項の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管 二 法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第八条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管</p> <p>(事前の届出を要しない場合) 第八条の二の三 法第十二条第三項前段の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。</p> <p>(産業廃棄物の保管の届出) 第八条の二の四 法第十二条第三項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の四による届出書を提出して行うものとする。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 保管の場所に関する次に掲げる事項 イ 所在地 ロ 面積 ハ 保管する産業廃棄物の種類 ニ 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限 ホ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの 三 保管の開始年月日 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。 一 届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類 二 保管の場所の平面図及び付近の見取図</p> <p>(保管に係る変更の届出) 第八条の二の五 法第十二条第三項後段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の五による届出書を提出して行うものとする。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>

<p>4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行つた事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>第5項～（略）</p> <p>（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理） 第十二条の二 第一項，第二項（略）</p> <p>3 事業者は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該特別管理産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>		<p>二 変更の内容 三 変更の理由 四 変更予定年月日</p> <p>2 前項の届出書には、前条第一項第二号イ又はロに掲げる事項に変更がある場合には、届出をしようとする者が変更後の保管の場所を使用する権原を有することを証する書類並びに当該場所の平面図及び付近の見取図を添付するものとする。</p> <p>（保管の廃止の届出） 第八条の二の六 法第十二条第三項前段の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る保管をやめたときは、当該保管をやめた日から三十日以内に、様式第二号の六による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>（非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物の保管を行つた事業者の届出） 第八条の二の七 法第十二条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の四による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 保管の場所に関する次に掲げる事項 イ 所在地 ロ 面積 ハ 保管した産業廃棄物の種類 ニ 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限 ホ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管した場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの 三 保管の開始年月日</p> <p>2 第八条の二の四第二項の規定は、前項の届出について準用する。</p> <p>第八条の二の八～（略）</p> <p>（特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる特別管理産業廃棄物） 第八条の十三の二 法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める特別管理産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる特別管理産業廃棄物とする。</p> <p>（特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管） 第八条の十三の三 法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>一 法第十四条の四第一項又は第六項の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管 二 法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第八条の規定による</p>
--	--	---

<p>4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行つた事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>		<p style="text-align: center;">届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管</p> <p>(事前の届出を要しない場合)        第八条の十三の四 法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。</p> <p>(特別管理産業廃棄物の保管の届出)        第八条の十三の五 法第十二条の二第三項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名        二 保管の場所に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 所在地        ロ 面積        ハ 保管する特別管理産業廃棄物の種類        ニ 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限        ホ 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの</p> <p>三 保管の開始年月日</p> <p>2 前項の届出書については、第八条の二の四第二項の規定を準用する。</p> <p>(準用)        第八条の十三の六 第八条の二の五の規定は法第十二条の二第三項後段の規定による届出について、第八条の二の六の規定は法第十二条の二第三項前段の規定による届出をした事業者について、第八条の二の七の規定は法第十二条の二第四項の規定による届出について準用する。この場合において、第八条の二の五第一項中「様式第二号の五」とあるのは「様式第二号の十一」と、同条第二項中「前条第一項第二号イ又はロ」とあるのは「第八条の十三の五第一項第二号イ又はロ」と、第八条の二の六中「様式第二号の六」とあるのは「様式第二号の十二」と、第八条の二の七第一項中「様式第二号の四」とあるのは「様式第二号の十」と、同項第二号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同号ニ中「積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限」とあるのは「特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限」と読み替えるものとする。</p>
---	--	---